

## 令和6年度 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号適用契約 発注見通し及び契約の締結状況

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号による随意契約を締結するので、姫路市上下水道局契約規程第2条の規定によりその例によることとされた姫路市契約規則第19条の2の規定に基づき、次のとおり発注見通し・契約の締結状況を公表します。

| 公表内容(1)             |            |                          | 公表内容(2)                           |                |                    | 公表内容(3)                                |               |            |                     |
|---------------------|------------|--------------------------|-----------------------------------|----------------|--------------------|--|---------------|------------|---------------------|
| 発注局課<br>(契約担当課)     | 発注予定<br>時期 | 契約名                      | 契約内容                              | 履行期限<br>履行時期   | 契約相手方の<br>選定基準     | 契約相手方                                  | 契約日           | 契約金額       | 契約相手方と<br>した理由      |
| 上下水道局水道部<br>浄水課     | 令和6年<br>4月 | 男山配水池公園<br>等維持管理業務<br>委託 | 男山配水池公園等の<br>清掃・草刈・ごみ処理<br>等の業務委託 | 令和7年<br>3月31日  | 別表ヶ(市内に拠点を<br>有する) | 姫路市中地354番地<br>公益社団法人 姫路市シルバー<br>人材センター | 令和6年<br>4月1日  | ¥5,974,720 | 該当団体が市内に<br>一つであるため |
| 上下水道局水道部<br>浄水課     | 令和6年<br>4月 | 保城浄水場清掃<br>業務委託          | 保城浄水場事務所等<br>の清掃業務                | 令和7年<br>3月31日  | 別表ヶ(市内に拠点を<br>有する) | 姫路市中地354番地<br>公益社団法人 姫路市シルバー<br>人材センター | 令和6年<br>4月1日  | ¥669,048   | 該当団体が市内に<br>一つであるため |
| 上下水道局水道部<br>浄水課     | 令和6年<br>4月 | 水質検査器具洗<br>浄業務委託         | 水質検査器具の洗浄<br>業務                   | 令和7年<br>3月31日  | 別表ヶ(市内に拠点を<br>有する) | 姫路市中地354番地<br>公益社団法人 姫路市シルバー<br>人材センター | 令和6年<br>4月1日  | ¥553,014   | 該当団体が市内に<br>一つであるため |
| 上下水道局水道部<br>水道施設計画課 | 令和6年<br>4月 | 豊富町豊富地内<br>除草業務委託        | 上下水道局所有地<br>(豊富町豊富)の除草<br>作業      | 令和6年12<br>月16日 | 別表ヶ(市内に拠点を<br>有する) | 公益財団法人<br>姫路市シルバー人材センター                | 令和6年<br>4月17日 | ¥2,055,750 | 該当団体が市内に<br>一つであるため |

※公表内容(1)、公表内容(2)は予定であり、実際の発注にあたっては内容が変更される場合があります。

網掛けの部分が今回公表する箇所です。

(別表)

| 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号の内容 |  |
|----------------------------|--|
| ア                          | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設(以下「障害者支援施設」という。)において製作された物品を買い入れるとき。   |
| イ                          | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第25項に規定する地域活動支援センター(以下「地域活動支援センター」という。)において製作された物品を買い入れるとき。   |
| ウ                          | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業(同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設(以下「障害福祉サービス事業を行う施設」という。)において製作された物品を買い入れるとき。                      |
| エ                          | 小規模作業所(障害者基本法第2条に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。)において製作された物品を買い入れるとき。   |
| オ                          | 障害者支援施設から役務の提供を受ける契約をするとき。   |
| カ                          | 地域活動支援センターから役務の提供を受ける契約をするとき。  |
| キ                          | 障害福祉サービス事業を行う施設から役務の提供を受ける契約をするとき。   |
| ク                          | 小規模作業所から役務の提供を受ける契約をするとき。  |
| ケ                          | 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から役務の提供を受ける契約をするとき。   |
| コ                          | 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が行う事業での事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体から受ける契約をするとき。 |